

現状と課題

事務局説明資料

令和5年6月19日

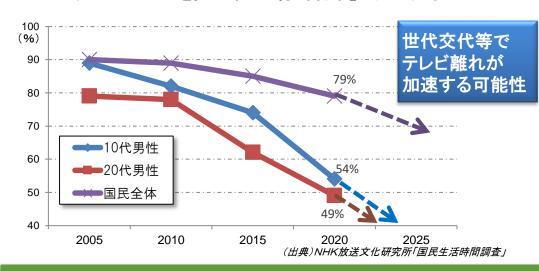
- 1.背景
- 2.地上波放送の中継局
- 3.衛星放送の番組制作
- 4.インターネット配信
- 5.衛星放送
- 6.国際発信
- 7.検討項目と論点

1. 背景

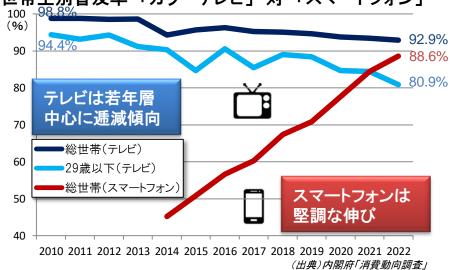
放送を巡る社会環境の変化

若者を中心としたテレビ離れ

■1日15分以上テレビを見る率(「行為者率」:平日平均)

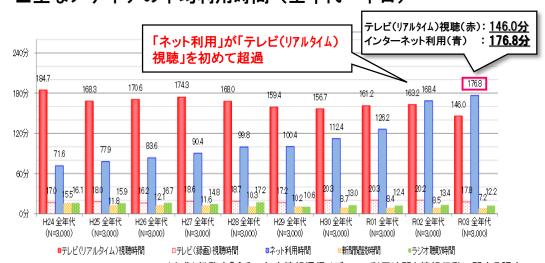


■世帯主別普及率「カラーテレビ」対 「スマートフォン」



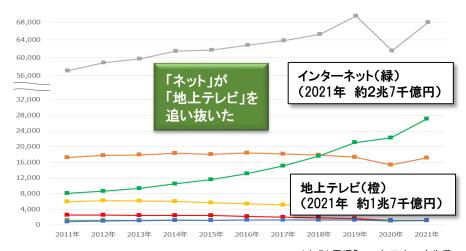
インターネット利用の進展

■主なメディアの平均利用時間(全年代・平日)



(出典)総務省「令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

■日本の広告市場「テレビ」対「インターネット」



(出典)電通「2021年日本の広告費」

(座長: 三友仁志・早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)

放送を取り巻く大きな環境変化

- ブロードバンドの普及、動画配信サービスの伸長
- 「テレビ離れ」、情報空間の放送以外への拡大
- 人口減少の加速



デジタル時代における放送の意義・役割

- ・ 災害情報や地域情報等の「社会の基本情報」の共有
- 取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信
- 情報空間におけるインフォメーション・ヘルスの確保

2030年頃の「放送の将来像」

設備コストの負担軽減

ブロードバンド基盤やデジタル技術を積極的に活用

① 放送ネットワークインフラ

- ○小規模中継局等の「共同利用型モデル」
 - ⇒ 柔軟な参入制度、NHKによるコスト負担等
- ◆○小規模中継局等のブロードバンド等による代替
 - ⇒ 実証事業
- ○マスター設備の効率化(IP化、クラウド化等)
 - ⇒ 安全・信頼性の要求条件

放送の価値のインターネット空間への浸透

② 放送コンテンツのインターネット配信

- ○インターネット空間への放送コンテンツの価値の浸透
- ○放送同時配信等サービスの後押し
 - ⇒ 継続検討
- ○NHKのインターネット活用業務の見直し
 - ⇒ NHKによる社会実証も踏まえ、継続検討

③ 経営基盤の強化

- ○安定的な経営環境の実現
- ○コンテンツ制作への注力
- **⇒ マスメディア集中排除原則の見直**し

▶複数地域での放送番組の同一化

柔軟な制度見直しにより、経営の選択肢を拡大

法律改正事項

現状と課題

1. 中継局の共同利用について

- 現状、全ての地上テレビ局が、ソフト(放送番組の制作・送出)とともに、**ハード(親局・中継局)を自ら構築し、保有・運用・維持管理**。
- 中継局の更新を控え、費用対効果の低い中継局の 全てを個社で保有し続けることは限界。

2. 放送設備の外部利用への対応について

- 現状では、マスター設備(番組送出設備)や中継局 などの放送設備の多くを、地上テレビ局が自ら設置。
- 今後、クラウド化など外部利用が進んでいくことが予想される。(特にマスター設備などの更新は大きな負担)

改正の概要

- 将来的な経営形態の合理化も見据え、現在の地上テレビ局が、中継局の保有・運用・維持管理を担うハード事業者(共同利用会社)の利用を可能とする。(NHKと民放の連携も想定)
- NHKが、自らの設備だけでなく、子会社である ハード会社の設備を用いることを可能とする。

外部利用の際の監督規定の新設を行う。

○ 具体的には、外部利用を含む業務管理体制の適合維 持義務を課し、その履行を担保する制度とする。

3. 放送番組の同一化について

- 現行放送法では、放送対象地域ごとに放送番組が 異なるものとされており、現在の地上テレビ局は、 同一化は認められていない。
- 将来的に更なる固定的費用の抑制が求められるなか、個々の地上テレビ局単独での対応には限界。
- 今後の経営形態の合理化に資するよう、放送番組 の同一化が必要。

- 放送対象地域自体は変更せず、希望する地上テレビ局が、総務大臣の認定を受けることにより、複数の放送対象地域において**放送番組を同一化できる制度**を創設する。(例えば、同系列の隣県で同一化)
- 認定の要件として、同一化が可能な放送対象地域の 数の上限や、**地域情報発信を確保するための仕組み**を 講じることを求める。

1. 地上波放送の中継局

令和4年6月 放送法改正

→ NHKによる民放への協力の努力義務について規定を追加

令和4年8月 デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ

→ 「複数の地上基幹放送事業者の放送ネットワークインフラをまとめて保有・運用・維持管理する「共同利用型モデル」が経営の選択肢となり得る」と提言

令和5年1月 NHK経営計画(2021~2023年度)の修正

→ 民間放送事業者との放送ネットワークの効率的運用、改正放送法の協力努力義務等として、総額600億円を支出

令和5年5月 放送法改正

→ 中継局の共同利用を可能とするための規定を整備

- NHKは、中波放送と超短波放送のいずれか及びテレビジョン放送が、全国において受信できるように措置することが義務付けられている。
- ▶ 地上系基幹放送事業者は、その放送対象地域内で、放送があまねく受信できるように努めることとされている。
- ○放送法(昭和25年法律第132号)

(義務)

第二十条(略)

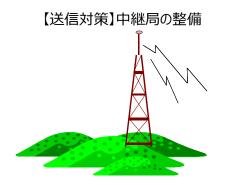
2~4 (略)

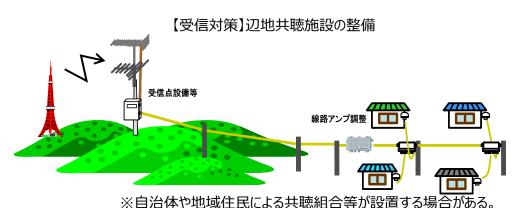
5 協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。

6~19 (略)

(基幹放送の受信に係る事業者の責務)

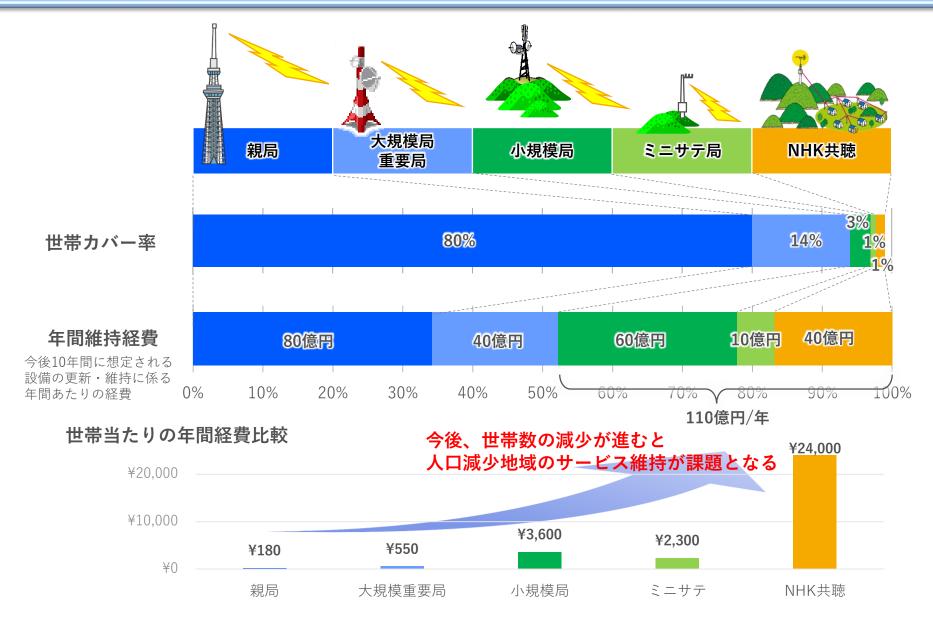
第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者(電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基 幹放送局の免許を受けた者を除く。)は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放 送があまねく受信できるように努めるものとする。





9

地上テレビジョン放送の送信にかかる経費 (NHK)



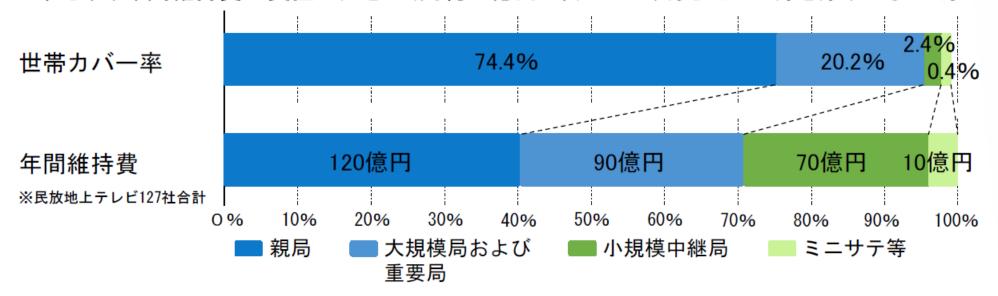
NHK受信料 地上契約月額1,225円 (年14,700円) ※口座・クレジット 2 か月払

【出典】「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第2回会合(令和3年12月6日) 資料2-4(日本放送協会提出資料) スライド48

民放の地デジ送信維持費

2. 世帯カバー率と年間維持費

- ・ 全国の民放127社の地デジ送信所を、親局/大規模局および重要局/小規模中継局/ミニサ テ等に4区分し、それぞれの世帯カバー率と年間維持費を集計した。
- ・「ミニサテ等」と「小規模中継局」は、世帯カバー率が極めて小さい(合わせて3%弱)にもかかわらず、年間維持費の負担が大きい(同約80億円/年)ことが、あらためて浮き彫りになった。



- ※ 民放の地デジ送信所について調査しており、共聴等は含まない。
- ※ 関東・中京・近畿広域の親局カバー率は広域親局を参照した。このため「親局」のカバー率はNHKと若 干の差異があるが、「大規模局および重要局」を加えると94.6%となり、ほぼ一致している。

日本放送協会経営計画(2021~2023年度)の修正

視聴者のみなさまへの"還元"について

構造改革による支出削減に加えて、経営努力によって生み出した財政安定のための繰越金をもとに、下記のとおり受信料の値下げや視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出などを行います。

■受信料の値下げについて

- 現経営計画期間中の 2023 年度を含む、中長期の収支見通しを踏まえ、受信料の値下げ等(受信料体系の見直し)を実施します。
- 還元(値下げ等)の方法 ※いずれも、2023年10月から実施します。
 - ✓ 地上契約および衛星契約を以下のように値下げします。

(支払方法の多様化を踏まえた、継続振込等払いと口座・クレジット払いの料額の一本化を含みます)

種別	支払方法	月額(値下げ後)	月額 (値下げ前)
地上契約	口座・クレジット	1 100 M	1,225 円
	継続振込等	1,100円	1,275 円
衛星契約	口座・クレジット	1 OFO III	2,170円
	継続振込等	1,950 円	2,220 円

- ✓ 学生への免除を拡大します。
- 還元(値下げ等)の規模
 - ✓ 値下げに際して充当する還元の原資…総額 1,500 億円を想定

※なお、受信料体系の見直しは、日本放送協会放送受信規約、日本放送協会放送受信料免除基準の総務大臣認可、および各年度における予算の国会承認など、所要の手続きを経て決定され実施します。

■ 視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出等について

- ネットワークコスト削減等、視聴者の将来負担の軽減につながる先行支出(「3.あまねく伝える」関連)*
 - ✓ 民間放送事業者との放送ネットワークの効率的運用、ソフトウェア化対応研究等、改正放送法の協力努力 義務に係る支出・・・総額 600 億円 (2023 年度は調査費等を計上)
- ▶ 日本のコンテンツ産業全体の視点から、公共的コンテンツの創造・展開の強化に係る支出*

(「1.安全・安心を支える」関連) …総額 100 億円 (2023 年度は調査費等を計上)

災害時等の持続可能性を担保する、財政安定のための繰越金 …少なくとも 500 億円程度必要 *改正法放送法(第73条の2の5項)にもとづき、次期中期経営計画期間において「支出の予想額」に充当される想定です。 なお、これらの区分については、別途定められる総務省令により、改められることがあります。

第3章 放送ネットワークインフラの将来像

- 1. 「共同利用型モデル」の検討
- (1) 総論
- ③今後の方向性

放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制 作に注力できる環境を整備していく観点から、例えば、株式会社放 送衛星システム(基幹放送局提供事業者)のような、複数の地 上基幹放送事業者の放送ネットワークインフラをまとめて保有・運 用・維持管理する「共同利用型モデル」が経営の選択肢となり得る。 (中略)

この「共同利用型モデル」が具体的な選択肢となるよう、総務省 も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした 関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである。 (中略)

また、「共同利用型モデル」の留意点としては、放送設備の安 全・信頼性の引き続きの確保、放送ネットワークインフラの保有・運 用・維持管理を行う事業者の収益性の確保等が考えられ、これら の留意点についても「共同利用型モデル」の実現に当たっては併せ て検討が必要である。

- (2) 地上基幹放送局
 - ②今後の方向性

地上テレビジョン放送を行う地上基幹放送局について、諸外国の 制度及び設備運用の事例も参考に、更なる効率化を図る観点から、 中継局の保有・運用・維持管理を担うハード事業者(基幹放送局 提供事業者)の設立も経営の選択肢となり得る。その際、NHK 及び民間放送事業者ともに現在よりもコスト削減が図られることを前 提とすべきである。

ハード事業者を設立する時期については、2026年~2028年頃 (令和8年~令和10年頃) に想定されるミニサテライト局の更新 開始を見据え、更新することとなったミニサテライト局の保有(資産計 上)が可能となるタイミングが考えられ、設立形態としては、N H K 及 び民間放送事業者による共同出資等が考えられる。 (中略)

また、ハード事業者の対象エリア(全国単位、地域ブロック単位、 各放送対象地域単位)は、ハード事業者の持続可能性、競争性、 ガバナンス体制の確保等の観点を考慮して検討すべきと考えられる。 なお、地域によっては地方公共団体等が保有する中継局も存在して いるところ、これらについても地方公共団体等と調整の上でハード事業 者の対象設備となり得ると考えられる。

加えて、ハード事業者のステイクホルダーは多岐に渡ることが想定さ れるため、透明性の確保やデジタル技術の導入等において、事業運 営のためのガバナンスが適切に確保されるべきである。

ハード事業者の設立と並行して、民間放送事業者よりもNHKの 中継局が高コストであるとの調査結果も出ていることから、検証・シミュ レーションを行ってその要因を分析し、合理的な仕様とすべきである。

なお、設立されたハード事業者においても、安全・信頼性に関する 技術基準の遵守や災害発生時のオペレーションの確保は引き続き適 切に行っていくべきである。

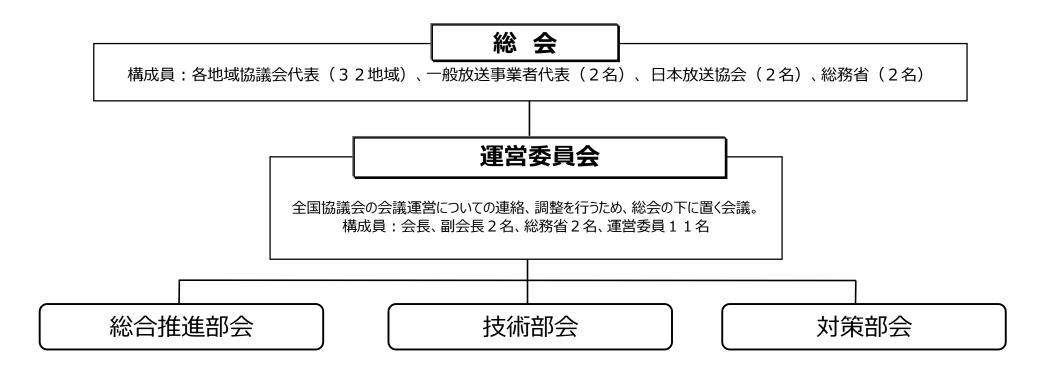
(参考) 全国地上デジタル放送推進協議会について

※平成27年6月に解散

(1)目的

地上放送のデジタル化を円滑に推進するため、<u>一般放送事業者、日本放送協会、総務省及び各地域の地上デジタル放送推</u> 進協議会(以下「地域協議会」という。)の間で検討を行うことを目的とする。

- (2) 主な検討事項
 - ① アナログ周波数変更対策の円滑な実施に関する事項
 - ② デジタル放送の送受信の技術に関する事項
 - ③ デジタル放送の普及推進に関する事項
- (3)基本構成



2. 衛星放送の番組制作

BSプレミアムにおける外部制作に係る要件

概要

- ✓ 2006年の「通信・放送の在り方に関する懇談会」において、以下が提言された。
 - ① 日本のソフトパワーの強化を実現するため、放送事業者は、番組の外部調達や取引の在り方を見直し、外部調達の増大に努めることが期待される。
 - ② 特に、公共放送であるNHKは、番組制作の一定割合以上をNHKの子会社以外の外部から調達すべきである。
- ✓ これを受け、基幹放送普及計画において、BSプレミアムについては、外部の事業者の企画・制作能力を 放送番組に活用することが求められている。

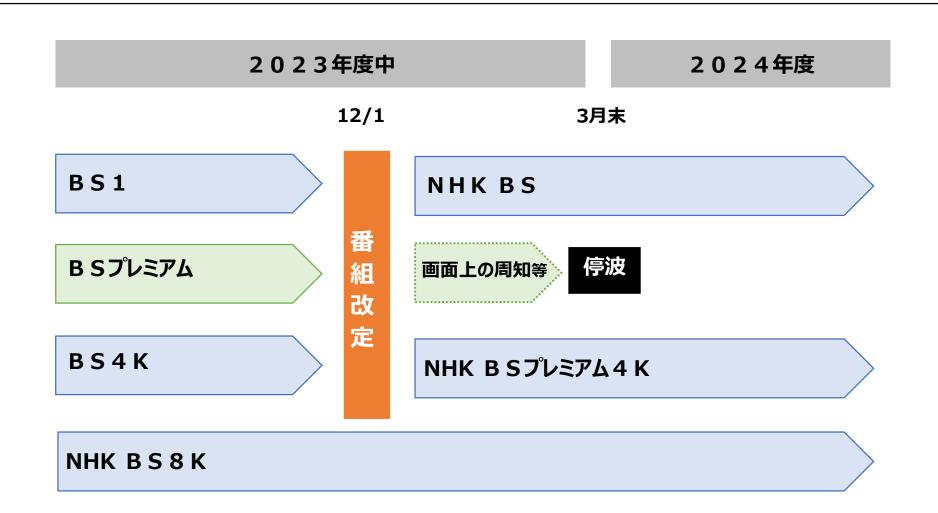
基幹放送普及計画(告示)抜粋.

イ 衛星基幹放送

- C A(A)の放送については、その周波数(右旋円偏波の電波に係るものに限る。)の1の範囲内において、次の(A)及び(B)に掲げる各1系統の放送を行うこと。
 - (A) 衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送 ←BS1
 - (B) **外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用**し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送 ←BSプレミアム
- D (略)
- E C(B)の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組むものとする。
 - (A) 各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者(国内において放送番組の制作の事業を行う者(協会の子会社及び関連会社を除く。)をいう。以下同じ。)に制作を委託した放送番組(協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。)及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。
 - (B) 各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよう努めること。

NHK衛星波の1波削減について

- NHKは、昨年10月、中期経営計画(2021-2023年度)の変更案において、衛星波のうち、右旋の3波(BS1・BSプレミアム・BS4K)の見直しを行い、**2024年3月末に、BSプレミアムを削減**することを公表。
- <u>2024年度以降、BSプレミアムの番組の一部を他のチャンネルに移すなど編成上の工夫に努め、「NHK BS」と「NHK</u> **BSプレミアム4K」が**、2 Kと4 Kそれぞれの特性を生かしたコンテンツを柔軟に編成していく番組再編を行うとしている。



今後のNHKにおける衛星波の削減方針

[NHK中期経営計画 (2021-2023年度) 抜粋] (2021年1月公表)

放送波の整理・削減にあたっては、現在提供しているコンテンツに対するニーズを踏まえ、視聴者のみなさまの利便性を損なわないことに留意しながら進めます。

衛星波は2Kのうち1波を削減、将来的に右旋は1波化を視野に検討

- 衛星波のうち、右旋の3波(BS1・BSP・BS4K)の見直しを行い、2023年度中に2Kのうち1波を削減します。 削減にあたっては、番組の一部を他の放送波に移すなど編成上の工夫に努めます。さらに、将来的には4Kの普及 状況を見極めて、1波への整理・削減も視野に入れて検討を進めます。
- BS8Kについては、効率的な番組制作や設備投資の抑制を徹底し、東京オリンピック・パラリンピック後に、あり方に関する検討を進めます。

[変更後のNHK中期経営計画(2021-2023年度)抜粋](2023年1月変更)

2024年3月末に衛星波は2Kのうち1波を削減します。

衛星波を「新BS4K(仮称)」と「新BS2K(仮称)」の2波とし、2K・4Kそれぞれの特性を生かしたコンテンツを柔軟に編成し、地上波では味わえない新たな価値を創造します。

- ✓ 新BS4K(仮称)は、世界に通用する多彩なコンテンツ/高精細クオリティを提供します。
- ✓ 新BS2K(仮称)は、衛星放送の魅力を凝縮し、ライブ感を重視した機動的な編成を行います。

BSプレミアムの外部制作比率

BSプレミアムの外部制作比率の推移

(出典) 各年度の日本放送協会業務報告書

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
(目標①) 外部制作 事業者への委託等に より制作した番組の 割合	19.9%	15.5%	15.7%	16.3%	17.3%	17.5%	20.3%	18.8%	21.8%	20.3%	19.9%
(目標②) 企画競争 等を通じ制作委託し たり外部制作事業者 が制作参加したりし た番組	35.0%	35.6%	36.3%	37.7%	40.0%	41.7%	42.2%	43.7%	44.9%	44.5%	46.8%

外部制作事業者の活用に関する努力目標の設定

目標①:16%以上

各年度の総放送時間のうち、以下に該当する放 送番組の放送時間

- NHKが外部制作事業者(国内の番組制作事業者(NHK子会社及び関連会社を除く。))に制作を委託した放送番組
- NHKが子会社及び関連会社を介して外部制作事業者に制作を委託した放送番組
- N H K と外部制作事業者が共同で制作した 放送番組

目標②:50%以上

各年度の総放送時間のうち、以下に該当する放送 番組の放送時間

- NHKが企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組(競争の結果、NHK子会社及び関連会社が落札等した場合を含む。)
- 外部制作事業者が**制作に参加**した放送番組
- 目標①の放送番組

目標値に算入されない番組(例)

- NHKの内部制作番組
- NHK子会社等に制作を委託した番組 (企画競争による場合を除く)
- NHKと子会社等が共同で制作した番組(介画競争による場合を除く)
- 海外からの購入番組
- 国際共同制作番組

これまでの主な議論

公共放送WGでの主な意見

● 制作者の保護や民放への協力は、公共放送の役割の一つとして明確に位置付けることが必要。

<主な意見>

• NHKが独自に制作した番組だけではなく、ほかの制作者の制作した番組も放送の機会をつくるとか、そういう意味での制作者の保護であるとか、民放への協力といった項目も、社会全体の利益のために果たすべき役割の一つとして明確に位置づけることが必要。【大谷構成員(第5回)】

コンテンツWGでの主な意見

● NHKの外部制作の在り方は視聴環境の変化を踏まえて検討すべき。

<主な意見>

- BSPの減波により、質の高い教養・ドキュメンタリー系番組がなくならないよう、ベストミックスがあるか、視聴者の意向を踏まえて検討していく。【NHK(第5回)】
- 4K制作はある程度規模を持っている製作会社しか受けられないので危惧している。減波により、外部制作機会全体が圧縮されていくのではないか。教養・ドキュメンタリーを扱っているところは小規模なところもある。そういう会社が経営圧迫されることを懸念。【ATP(第5回)】
- NHKの配信サービスへの外部制作の活用について、出先が増えることは望ましいが、現状、NHKは当該サービスを補完的な活用と言っており、その状況によって協議していきたい。【ATP(第5回)】
- 衛星だけではなく、ネット配信への展開も行われている。経営計画全体の中で外部の力も借りていく、といった考え方が重要。 【落合構成員(第5回)】
- 放送コンテンツの外注を受けて得た知見が配信プラットフォームで活用されてしまうという状況になり得るため、コンテンツ産業促進という側面と、放送コンテンツの流通促進の側面に留意して、政策を戦略的に考えていく必要。【山本主査(第5回)】
- NHKの外部制作比率の目標は戦略的に検討されるべき。

<主な意見>

- 外部制作比率の努力目標について、単位は時間で考えるのが一番良い。また、現状BSPのみにかかっている規制について、 もう少し戦略的に考えられないのか(例えば、4K、ネット展開などに留意する等)。対象をBSにとどめることについて慎重であるべき。クォータについては、NHK受信料収入が下がる中、段階的措置が必要ではないか。【内山主査代理(第5回)】
- (現行の外部制作比率の努力目標である)16%・50%の比率を延長することが唯一解ではない。【大谷構成員(第5回)】
- 製作機会の確保は時間数だけでなく、どういう目標値について努力できるのか議論できればいい。【大谷構成員(第5回)】

3. インターネット配信

NHKが実施している主なインターネット配信サービスの概要

- ▶ NHKは、2008年12月から、見逃し・オンデマンド配信サービス「NHKオンデマンド」を開始。
- ▶ 2020年4月からは、常時同時配信・1週間の見逃し配信サービス「NHKプラス」を開始。

(NHKプラスリーフレットより作成)

インターネット活用業務(2号受信料財源業務)

2022年度予算 190.1億円(国内:159.3億円、国際:30.8億円) 2023年度予算 197.5億円(国内:167.0億円、国際:30.4億円)

NHKプラス

- ・地上波(総合・教育)の放送番組の同時配信及び見逃し番組配信 (原則1週間)サービス。
- ※同時配信については、原則すべて。 (総合テレビは24時間、Eテレは19時間)
- ・無料だが、受信契約を確認できない者には、同時配信の画面上に受信契約確認メッセージを表示し、見逃し番組配信は利用不可。
- ·登録完了者数は約373万件(2023年3月末時点)
- ・訪問ユーザ数(UB数※)は週平均約152万。
- ※一定期間内にサイトを訪問した重複のないユーザー数。



NHKニュース・防災アプリ

- ・災害情報等のニュースを同時配信(2016年から)
- ・理解増進情報の配信





NHKワールドJAPAN

・外国人向け国際放送(テレビ・ラジオ) の同時配信、オンデマンド配信



らじる★らじる

・ラジオ放送(第 1 、第 2 、F M) の同時配信、聴き逃し配信 (2011年 9 月から)



インターネット活用業務(2号有料業務)

2022年度予算 27.5億円(3号有料業務含む) **2023年度予算 31.8億円**(3号有料業務含む)

NHKオンデマンド

- ・衛星放送の一部番組も含む放送番組を、2~3週間程度 又は期間を定めずに提供するオンデマンド配信サービス。
- ·有料(月額990円か1本あたり110円~330円)

- ・会員登録者数は約325万人 (2023年3月末時点)
- ·10,000本以上の番組を提供。



NHKのインターネット活用業務の制度的位置付け

- NHKプラス、NHKオンデマンドなどのインターネット活用業務は、NHKの「任意業務」として実施。
- 実施に当たっては、NHKが定める実施基準を総務大臣が認可する仕組みとしており、「必須業務」である放送を補完するものとして、「目的達成に資すること」「過大な費用を要するものでないこと」「受信料制度の趣旨に照らして不適切でないこと」などを要件としている。

NHKの業務

必須業務

(放送法第20条第1項)

■国内放送

■国際放送

■放送に関する研究開発等

任意業務

(放送法第20条第2項)

■インターネット活用業務

NHKプラス

国内地上波番組の

- 放送同時配信
- 見逃し配信

(第2号)

NHKオンデマンド

国内地上波·衛星波 番組の

• オンデマンド配信

(第2号)

NHKワールドJAPAN ネットサービス

外国人向け国際放送 番組の

- 放送同時配信
- オンデマンド配信 (第2号)

NHKワールドプレミアム ネットサービス

- ・邦人向け国際放送番組の一部の 放送同時配信・オンデマンド配信 (第2号)
- ・日本語テレビ番組(邦人向け国際放送番組含む)を外国動画配信事業者への提供を予定

(第3号)

- ■放送番組等の外国放送事業者への提供
- 附帯業務(番組の周知広報、テキスト出版、受信相談等)

目的外業務

(放送法第20条第3項)

- ■施設・設備の提供・賃貸
- ■番組制作の受託等

インターネット活用業務実施基準 (総務大臣認可)

- インターネット活用業務の種類・内容・実施方法
- インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項
- •料金その他の提供条件に関する事項 等



認可要件

- N H Kの目的達成に資すること
- 過大な費用を要するものでないこと
- ・受信料制度の趣旨に照らして不適切ではないこと 等

インターネット活用業務に関する民間放送事業者への協力努力義務

- ▶ 我が国の放送は、NHKと民間放送の二元体制の下で発展してきたところであり、NHKがインターネット活用 業務を行うに当たっても、民間放送事業者と協力して取り組んでいくことは重要との観点から、令和元年の放送法改正(令和2年(2020年)1月1日施行)により、NHKに対し、民間放送事業者によるインターネット番組配信の円滑な実施に必要な協力をする努力義務が課された。
- ➤ NHKには、こうした努力義務を十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ることが 期待されている。

NHKにおける取組実績

- ① 「Tver」を通じた番組提供(2019年8月~)
- ② 「radiko」を通じた番組提供(2017年10月~)
- ③ JOCDN株式会社への出資(2020年2月に0.9億円を出資)
- ④ NHKプラス等の実施により得られた知見の民間放送事業者との共有

(参考) NHKに期待される取組

- 共通配信基盤の構築・利用
- 共通ポータルサイトやアプリ等の構築・提供、
- ・ 権利処理や視聴関連情報の適正な利活用等に係る様々な関係者間の調整

(出典) 令和元年「放送法の一部を改正する法律」 立案担当者解説(総務省学術雑誌『情報通信政策研究』第3巻第1号) p22

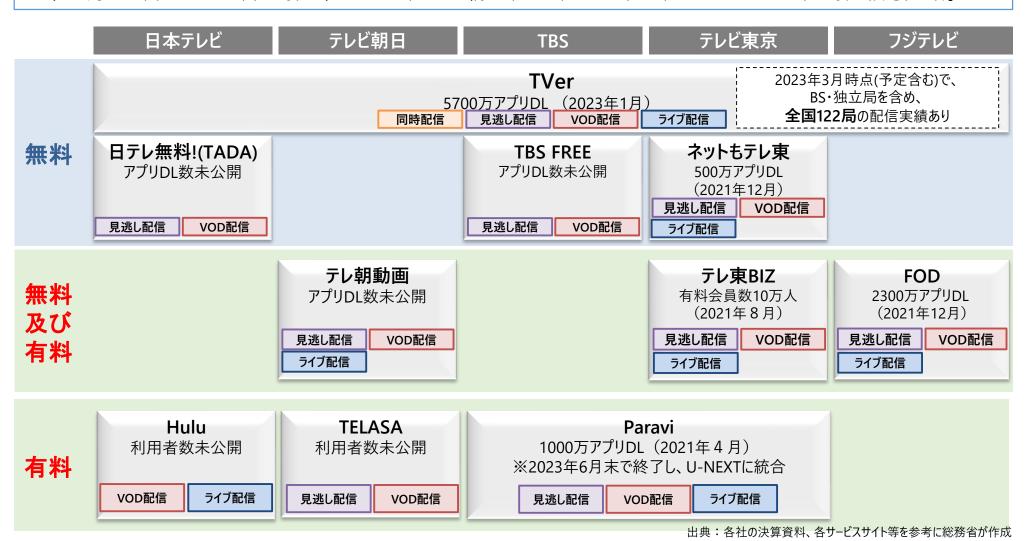
放送法

(業務)

第20条

15 協会は、第二項第二号の業務を行うに当たつては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

- 民放各社は、民放公式テレビポータル「TVer」をはじめ、無料、有料を問わず、各社が見逃し配信等のサービス提供を行っている状況。
- 2021年10月から、TVerにおいて日本テレビが毎日19時から23時頃までの放送番組の同時配信を開始し、2022年4月から、同サービス、同時間帯において、テレビ朝日、TBS、テレビ東京、フジテレビによる同時配信も開始。



民間放送事業者によるインターネット配信の取組(在京キー局以外の例)

○ ローカル局各社においても、民放公式テレビ配信サービス「TVer」に番組提供を行っているほか、自社ウェブサイト・ アプリ等で同時配信・見逃し配信等を行っている。

IRAW by RCC

(中国放送)

- 広島のニュース・天気・暮らし・グルメ情報を集約
- 番組連動機能を有する見逃し配信や、放送されない広島のスポーツ等のライブ配信のほか、緊急ニュースの通知や災害時の情報を提供

南海放送アプリ

(南海放送)

- 番組宣伝等の動画を掲載しているほか、将来的には自社制作番組の同時配信も視野
- アプリ内から公式YouTubeチャン ネル等にも簡単にアクセス可能

どこでもアサデス。

(九州朝日放送)

○ 「アサデス。KBC」の同時配信に対応しているほか、天気予報、ニュース、ポイントサービス等のサービスをあわせて提供

カンテレドーガ

(関西テレビ)

○ 見逃し配信、VOD配信を無料で提供しているほか、広告無しで 視聴可能な有料プランにも対応

hod

(北海道テレビ)

○ 見逃し配信のほか、「水曜どうで しょう」などHTB制作のバラエティなど、 幅広いジャンルのVOD配信を無料 (会員登録要)又は有料で提供

ミヤテレMoTTo

(宮城テレビ)

○ 見逃し配信やダイジェスト、学生 との共同制作や震災復興に焦点を 当てたオリジナルコンテンツ等を無料 で配信

エムキャス

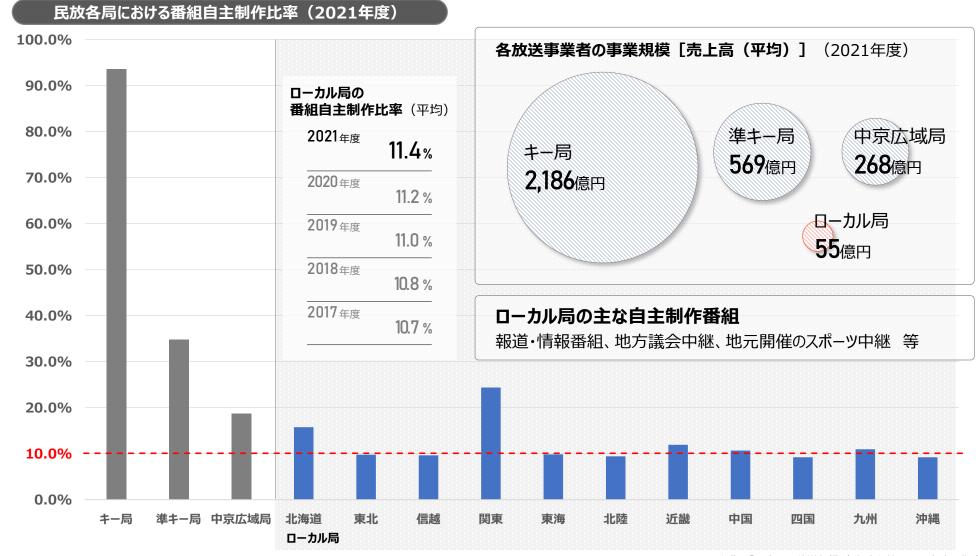
(東京MX、群馬テレビ)

- 同時配信、見逃し配信、VOD 配信に対応
- 一部対応番組では生投票や プレゼント応募など視聴している番組 と連動したコンテンツ視聴が可能
- 2022年3月時点で315万アプリ DLを記録

Locipo (東海テレビ、中京テレビ、 CBCテレビ、テレビ愛知) ○ 同時配信、見逃し配信、 VOD配信に対応しており、災害 時には緊急ライブ配信が可能

出典: 各サービスサイト等を参考に総務省が作成

○ ローカル局が自主制作するコンテンツは報道・情報番組等が主であり、**番組自主制作比率はおおむね10**% **程度**。

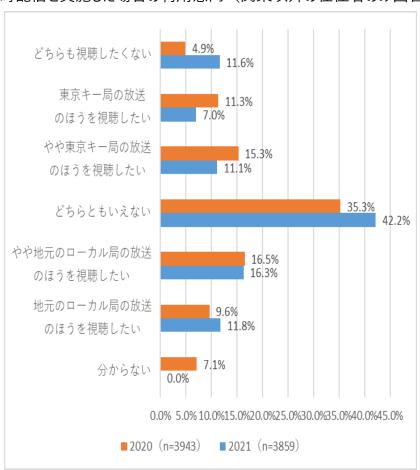


出典:「日本民間放送年鑑」各年度版等をもとに事務局作成

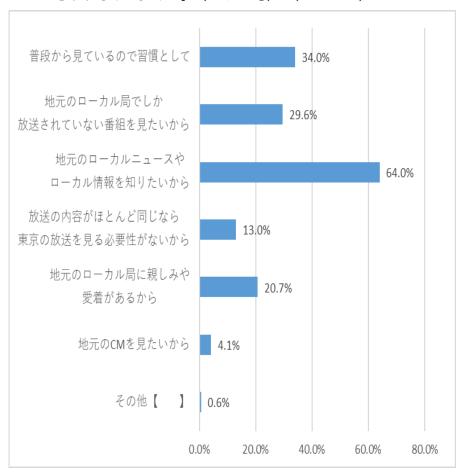
視聴者へのローカル局への期待

○ 在京キー局の同時配信等に対する関東以外からの視聴ニーズが相当程度存在している一方、地元ローカル局の同時配信等に対する視聴ニーズも(それと同等以上に)存在している。

在京キー局とローカル局がどちらもエリア制限を掛けずに全国で常時同時配信を実施した場合の利用意向(関東以外の在住者のみ回答)



なぜ(同時配信で)地元ローカル局の放送を視聴したいと 思われるのでしょうか。(いくつでも)(n=1084)



出典:民放onlineローカル局の同時配信へのニーズはキー局以上にある可能性も~同時/見逃し視聴サービスの利用意向に関する調査結果④ (https://minpo.online/article/post-70.html)

これまでの主な議論

公共放送WGでの主な意見

- 情報空間の健全性や知る権利の充実の点から、N H K と民放との協力はあり得るかどうか。
- NHKの地域ニュース配信は、民放ローカル局のニュース配信との関係で、先行投資か競争阻害か。協力の余地はあるか。

<主な意見>

- 現在のインターネットの環境の中で、それぞれのメディアの自由経営判断に基づく取材、報道、情報発信で十分に国民の知る権利が果たされると思われるか。そうではなくて、NHKなり放送制度なりを前提にした上で、どういう協力をしていけば知る権利の充実というのがあり得ると考えられるか。【宍戸構成員(第3回)】
- NHKとの協力・協調の可能性はケース・バイ・ケースで判断。テレビ受信機を持たない層へのリーチの確保は民放にとっても共通の課題であり、引き続き、NHKにはインターネット配信に関する技術的知見・情報の共有を期待。【民放連(第3回)】
- 情報空間の健全性の観点からのNHKとの協力について、民放は放送法と放送制度に則ってきちんと仕事をしているつもりであり、インターネットでの活動は自主自律で事業性も勘案しながらやっている。NHKのインターネット活用業務は公共性の発揮が目的だとしても、民放は必ずしもそれだけではない。【民放連(第3回)】
- 様々なニュース、事件、事故の速報性を考えたときに、SNSで発信される一般の人の情報をどう捉えるかは現実問題としてある。2030年代を見据えて考えれば、(NHKと民放との協力の在り方の一つとして)玉石混交のUGCの情報から玉を拾う仕組みを積極的に考えてもいいのではないか。【内山構成員(第2回)】
- NHKは既にNHKプラスで地元ニュースを先行的に配信しているが、一種の先行投資的にあるいは先行市場開発的に見たほうがいいのか、競争阻害的に考えていくのか。【内山構成員(第3回)】
- 仮に民放ローカル局がニュース番組のリアルタイム配信の出口に、既に御当地ニュースを行っているNHKプラスを検討した場合に、NHK側としては協力可能か。例えばハードインフラの面で協力するということはあり得るか?【内山構成員(第8回)】
- 地域の民放ニュースのNHKのネット配信を通じた提供という考え方はある。我々のスタンスは「多元性の確保」で、当然ここには地域の情報発信の拠点である地方民放も念頭にある。広告などの民放のビジネスモデルの問題が解決するのであれば、提供の仕組みはニュートラルなので、あくまで民放からお話を伺ってからだが、一定の協力はあろうと考える。【NHK(第8回)】

これまでの主な議論

コンテンツWGでの主な意見

- ローカル局が、今後も、地域情報や伝統文化に関する情報、災害情報等の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たしていくためには、視聴者のニーズを踏まえた放送コンテンツの制作や、視聴スタイルの多様化に対応した発信が求められるのではないか。
- NHKオンデマンドが将来的に公共的なプラットフォームとして発展していくのであれば、外部事業者のコンテンツも含めて提供していく ことがあり得るのではないか。

<主な意見>

- ・自分の役割を果たそうとしているローカル局の取組をしっかり応援するのが政策の役割だろう。【音構成員(第3回)】
- ・企業性とジャーナリズム性と公共性をどうバランスよく展開してきたのかを合わせて考える。その上でウェブでの展開を考える 必要があるのではないか。【音構成員(第3回)】
- ・地域の文化発信を目的とした位置情報の利用や、ローカル局が制作したコンテンツをしかるべき人に届けることを目的とした ターゲティングは積極的に行うべきだろう。【山本主査(第3回)】
- •インターネット配信の自社のチャンネルから地域の視聴者にタイムリーに今の状況を伝えていくことがローカル局、報道機関としての役割と強く考えている。【北海道テレビ放送(第3回)】
- 番組をつくる際は、視聴者は誰なのか、その視聴者は何を望んでいるのか、その視聴者に我々が提供できる価値は何かということでコンセプトを作って番組にしている。【九州朝日放送(第3回)】
- ・ローカル局が地方に存在していく意義が大事。ニュース・防災といった公益性の高い、地域社会にとって重要な情報の発信の担い手というものもあるが、文化の発信拠点としての役割も社会形成には有意義ではないか。【落合構成員(第5回)】
- •現在 NHK オンデマンドで配信されているコンテンツは、NHK において制作されたもののみで構成されているが、将来的に 公共的なプラットフォームのような形で発展していくのであれば、外部の事業者のコンテンツも含めて提供していくことがあり 得るのではないかと思う。【林構成員(第5回)】

4. 衛星放送

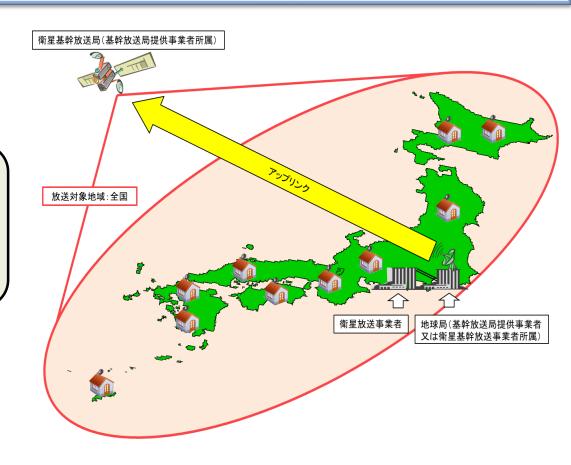
衛星放送のメディアとしての特性

広域性 経済性

一つの送信点から一波で全国をカバーすることにより経済的、効率的に全国放送を 実現することが可能であり、離島等に おける難視聴解消にも適していること。

大容量性 高品質性

広帯域の伝送路を設定し、数多くの高画 質番組を同時に提供することが可能であり、 かつ、視聴者の数がどれほど増えても、 それによって品質の劣化が生じないこと。



地上放送のチャンネル数 (民放テレビジョン放送)		都道府県の数	うち衛星放送の普及率(注) が全国平均を上回っている 都道府県の数		
5波以上の都道原	守県	20	5		
3波以下の都道原	守県	14	9		

(注) NHKの受信契約に占める衛星契約の比率(令和4年3月末現在)

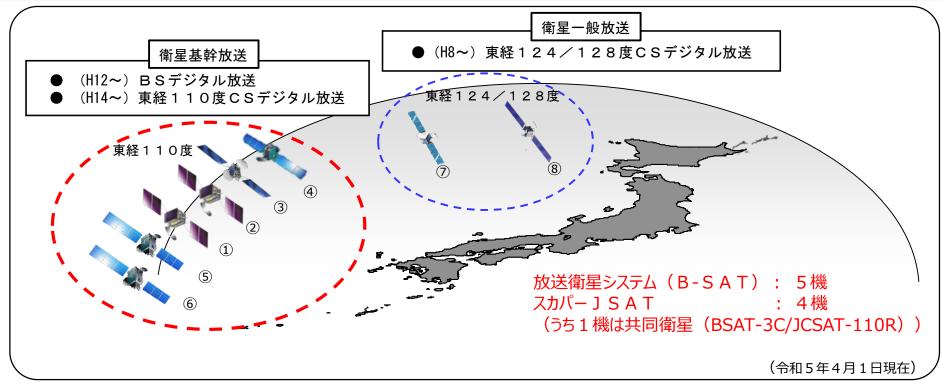
衛星放送の現況について

衛星放送

衛星基	衛星一般放送			
BS放送 BS:Broadcasting Satellite	東経110度CS放送 CS:Communication Satellite	東経124/128度CS放送		
【ハード事業者】 (株放送衛星システム(B-SAT) 【ソフト事業者】 衛星基幹放送事業者:23者	【ハード事業者】 スカパーJSAT(株) 【ソフト事業者】 衛星基幹放送事業者:20者	【ハード事業者】 スカパーJSAT(株) 【ソフト事業者】 衛星一般放送事業者:2者		
<番組数> (右旋) 4 K: 6番組 HD: 29番組 (左旋) 8 K: 1番組 4 K: 3番組	<番組数> (右旋) HD: 42番組 SD: 12番組 (左旋) 4K:8番組	<番組数> 4 K:1番組 HD:136番組 等		
<普及状況> NHK-BS契約件数:2269.8万件 WOWOW加入者数:254.9万件	<普及状況> スカパー!サービス 加入者数:211.3万件	<普及状況> スカパー! プレミアムサービス 加入者数: 69.2万件		

- (注1) 衛星一般放送には、東経124/128度CS放送のほかに東経144度CS放送及び東経154度CS放送もあり。
- (注2) BS放送及び東経110度CS放送のソフト事業者には兼営2者を含む。
- (注3)番組数は令和5年6月1日時点。
- (注4) 普及状況の加入者数は令和5年5月末時点。NHK-BSの契約件数は令和5年4月末時点。

衛星放送に用いられている主な人工衛星



運用中の主な衛星

	衛星名	軌道位置	国際周波数割当上の位置づけ	放送種別	運用開始	管理会社
1	BSAT-3a	東経110度	放送衛星業務	衛星基幹放送	平成19年10月	㈱放送衛星システム
2	BSAT-3b	東経110度	放送衛星業務	衛星基幹放送	平成23年7月	㈱放送衛星システム
3	BSAT-3c /JCSAT-110R	東経110度	放送衛星業務 固定衛星業務(宇宙から地球)	衛星基幹放送	平成23年9月	(㈱放送衛星システム スカパーJSAT(㈱)
4	JCSAT-110A	東経110度	固定衛星業務(宇宙から地球)	衛星基幹放送	平成29年4月	スカパーJSAT(株)
(5)	BSAT-4a	東経110度	放送衛星業務	衛星基幹放送	平成30年12月	㈱放送衛星システム
6	BSAT-4b	東経110度	放送衛星業務	衛星基幹放送	令和2年9月	㈱放送衛星システム
7	JCSAT-4B	東経124度	固定衛星業務(宇宙から地球)	衛星一般放送	平成24年8月	スカパーJSAT(株)
8	JCSAT-3A	東経128度	固定衛星業務(宇宙から地球)	衛星一般放送	平成19年3月	スカパーJSAT(株)

衛星基幹放送における衛星放送事業者の免許・認定



【ハード】

基幹放送局提供事業者

(放送局の管理・運用主体)

《BS放送》 株式会社放送衛星システム (B-SAT)

《CS放送》 スカパーJSAT株式会社

電波法に基づく

『 免 許 』

(免許期間5年、再免許あり)

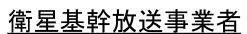
【免許要件】

- 経理的基礎、技術的能力
- 技術基準適合性
- ・外国性の排除 等

- 衛星基幹放送事業者への役務提供義務

・ 役務の料金その他の提供条件の届出

【ソフト】



(放送番組の編集主体)

《BS放送》 23者

《CS放送》 20者(東経110度CS放送)

放送法に基づく

『認定』

(認定期間5年、認定更新あり)

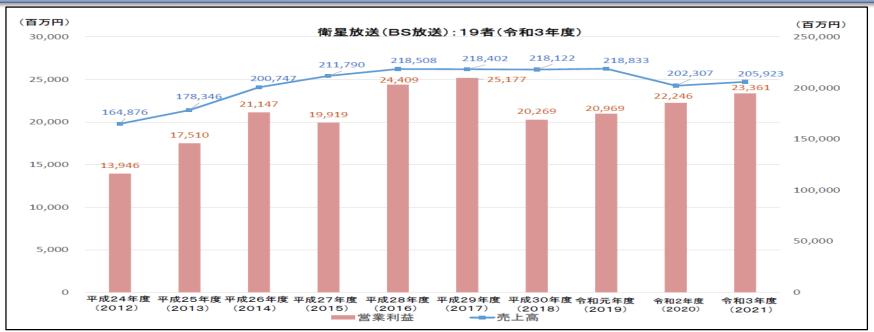
【認定要件】

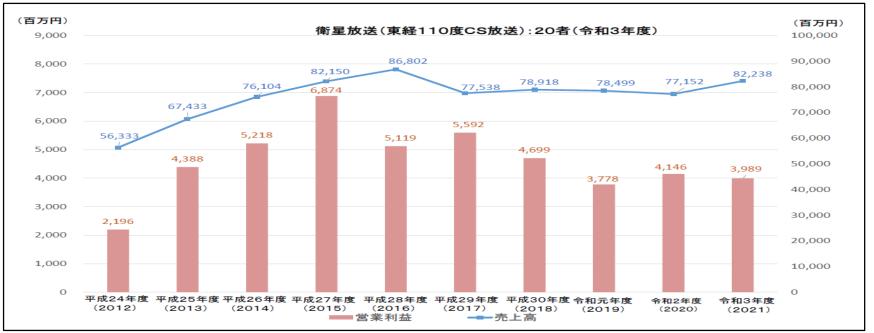
- · 経理的基礎、技術的能力
- ・マスメディア集中排除原則への適合
- ・外国性の排除 等



- 放送番組の 送信の委託
- •番組規律(公序良俗等)
- 有料放送の約款の届出等

民間衛星放送事業者の収支状況(推移)





1.インフラ設備、運用業務の集約と低減 - 衛星の統合、衛星管制の効率化

110度衛星放送向けの衛星配置

【現状】

BS専用衛星









BSAT-3a BSAT-3b (打上: 2007/8) (打上: 2010/10)

共同衛星



JCSAT-110R

110CS衛星



【当社の将来構想】

BS+CS 新衛星





統合新衛星#1 統合新衛星#2

同じ東経110度に位置 する衛星であり、2機 体制による110度 BS/CS放送の安定的 提供は可能

BS,CSを統合した全中継器を搭載する新衛星2機(現用+ 予備)の投入により一層効率的なインフラ整備を目指したい

インフラコストの低減、コンテンツ投資の拡充へ

- 1. 衛星調達コスト*/減価償却費の圧縮
- BS/CS個別衛星を調達する場合との比較で3/4以下に
- 2. 衛星管制にかかる経費の圧縮
- 管制に要するアンテナ設備数が、BS/CS個別衛星調達の 場合との比較で半減
- 仮に当該衛星の衛星管制を当社が行った場合には、12機 の静止衛星群を管制しているスケールを活かした効率的な管 制が可能

* 主に衛星、打上げサービス及び打ち上げ保険の調達コストで、 減価償却費の大部分を構成。絶対額については円レートや物 価動向でも変化

これまでの主な議論

デジタル時代の放送制度の在り方に関する検討会での主な意見

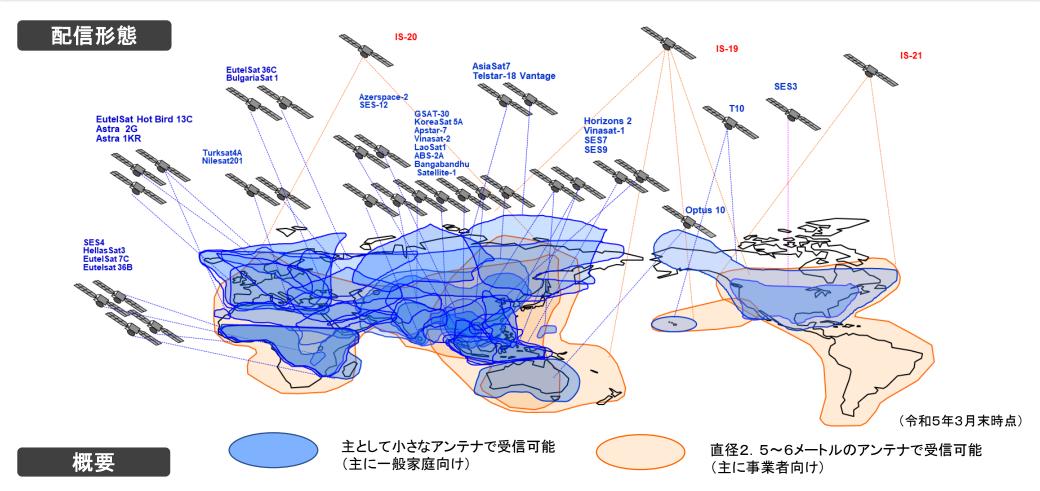
- B-SATとJSATが連携し、インフラコストの低減を実現すべき。
- B-SATとJSATによる協議の場を設けて実務的課題についての検討を開始することが必要。

<主な意見>

- B-SAT、JSATはいずれも株式会社であり、それぞれの経営方針に基づいて運営されているのは理解しているが、有料の衛星放送の加入者数が漸減傾向にあること、衛星放送を牽引してきたNHKが2K番組を削減することで、今後、衛星放送のメディアパワーが低下するのではないかと懸念している。こうした状況を十分酌み取り、両社間でもフランクな議論を進められ、インフラコストの低減を実現していただきたい。【伊東座長代理(第16回)】
- BS、CSの統合衛星を2機体制にすることでどのぐらい中継器の値段は下がるのかについて、現時点においてもBSに比べてCSは大分安い料金でやっているが、さらに価格を下げていかなければならない。現在、CS中継器の加入者連動料金がだんだん下がってきており、基本料に近づいているが、さらに下げるためには、衛星の統合をやっていかないとできない。 【スカパーJSAT(第16回)】
- 2028年に一機上げることになると、我々が18年から使っている衛星が、寿命15年なので、正直言って早く打ち上げると減価 償却費増になりまして値上げの要因になるので、それは避けたい。【B-SAT(第16回)】
- (両者で)できる限り連携して事業を行っていただくことで、事業継続の可能性を高めていただくことは大事。また、代替の場面における活用の可能性も見据えて、総務省でもケーブルテレビや通信事業者の利用に加え、いろいろな選択肢をしっかり確保して放送局の方々にもいろいろ選択をできるような形を整えていただきたい。【落合構成員(第16回)】
- 統合新衛星の共同化について協議の場を設けて、実務的課題についての検討を開始することが必要。B-SATご懸念の 減価償却費についても長期的には解決策が見つかるかと思う。【大谷構成員(第16回)】

5. 国際発信

テレビ国際放送の現状



- ① 放送時間 1日約23.7時間 (うち、要請放送は12時間)
- ② 使用言語 英語
- ③ 放送区域 ほぼ全世界をカバー
- ④ 送信施設 外国衛星32基

(令和4年3月現在)

設立年月日

平成20年4月4日

資本金

3億9千万円

NHK2.0億円(持株比率51.28%)

民間1.9億円(持株比率48.72%)

事業内容

- テレビ国際放送向け番組の企画・制作
- 衛星放送を使用したテレビ国際放送
- インターネットを活用した海外向けテレビ国際放送の送信
- 配信ルートの整備 (NHK WORLD/jibtv、NHK WORLD PREMIUM)
- その他 テレビ国際放送に付随する業務

体制

代表取締役社長 髙尾 潤 従業員数 91名(令和4年3月現在)

l	持株比率	
民間放送	 日本テレビ放送網	2.56%
	東京放送ホールディングス	2.56%
	フジ・メディア・ホールディングス	2.56%
	テレビ朝日ホールディングス	2.56%
制作会社	共同テレビジョン	2.56%
I T 企業	日本マイクロソフト	2.56%
	N T Tコミュニケーションズ	2.56%
商社	伊藤忠商事	5.12%
	丸紅	5.12%
	住友商事	2.56%
金融	大和証券グループ本社	2.56%
	みずほ銀行	2.56%
NHK	NHKエンタープライズ	5.12%
ク゛ルーフ°	NHKグローバルメディアサービス	7.69%

(計1億9千万円)

NHKワールドJAPAN(テレビ)の番組構成

- ・ NHKワールドJAPANでは、1時間のうち前半は「NHK NEWSLINE」、後半は音楽、旅行、ライフスタイルなどを含む文化・情報や ドキュメンタリー、科学等の番組を放送。6時間をひとつの単位として番組編成を行い、1日4回繰り返して放送。
- 「NHK NEWSLINE」を「要請放送」としてカウントして、放送時間を算出している。

<番組表(イメージ)>

8 30	NHK NEWSLINE	
	CYCLE AROUND JAPAN	
9 30	NHK NEWSLINE	
	Journeys in Japan	
10 30	NHK NEWSLINE	
	Dining with the Chef	
11	NHK NEWSLINE	
	The Signs	
12 30	NHK NEWSLINE	
	Medical Frontiers	
13 30	NHK NEWSLINE	
	DEEPER LOOK from NY	

※番組情報は、2023年3月現在

NAK NEWSLINE

NHK NEWSLINE 毎日生放送されている ニュース番組。番組名を 「NEWSLINE」から変更し、 リポートや解説を充実。 ※内容は毎正時更新

く主な番組>



The Signs

コロナ禍で日々生み出されるニューノーマルの兆し を描き出す番組。



Medical Frontiers

世界をリードする日本の 医療・サービスと日常の 中で簡単にできる健康法 を発信する情報番組。



- CYCLE AROUND JAPAN

ー 自転車ならではのスピードと目線で各地を駆け抜け、新しい日本の姿を紹介する番組。

<大型ニュース番組>



NEWSROOM TOKYO

日本とアジアの1日の 動きを、現場からの中継やリポートを中心に、専門家や取材記者の解説を交え、深く分かりやすく伝える大型ニュース番組。

<討論番組>



・DEEPER LOOK from NY 社会、経済、国際関係、文 化等の関心の深いテーマにつ いて、世界各地のキーパーソ ンに深く鋭く対論で切り込んで いく。



GLOBAL AGENDA

世界のオピニオンリーダーによる 討論を通じて、国際政治・経済から 環境問題など、幅広いテーマで日 本と世界が直面する課題の解決に 向けた提言を行う大型討論番組。 月1回程度放送。

要請放送

▶ 放送法の規定に基づき、NHKに国際放送を行うことを要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供するために実施している。

1. 制度の概要

- 総務大臣は、NHKに対し、<u>放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して</u>国際放送を行うことを要請することができる (放送法第65条)。
- 放送法第67条の規定に基づき、<u>要請放送実施に要する費用は、国として予算計上</u>。 ※令和4年度予算は、テレビ:約26.3億円、ラジオ:約9.6億円。合計約35.9億円。

2. 要請内容

邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項、その他国の重要事項について、外国人向けのテレビ国際放送(英語等)、邦人向け及び外国人向けラジオ国際放送(日本語・中国語・朝鮮語)の実施を要請。

国際戦略調査

- NHKは、年2回、「国際戦略調査」を実施し、世界各地の人々に、四半期ごとのリーチとともに、「NHKの国際放送を通して、日本への理解を促進できているか」について調査している。
- 令和 4 年度に実施した調査では、NHKの国際放送に接触した「リーチ者」は、接触していない「非リーチ者」よりも日本に対する理解度が統計的に高く、高水準を維持していることから、国際放送が理解促進に貢献していることが確認された。

						(%)	_
		2020	20 2021		2022		
		40	2Q	40	2Q	4Q	
四半期リーチ率(※1)		17.3	16.6	15.9	17.0	15.5	
	放送リーチ者	10.5	10.2	9.2	9.8	9.0	に見四有て半
	配信リーチ者	14. 1	14.0	13.7	14.9	13.4	意い期 差なの がい間
日本の 理解度 ^(※2)	四半期リーチ者	84. 7	86.5	85.9	86.4	85.4	生人に国じて図路
	放送リーチ者	84.3	88.0	87.0	87.2	86.6	いは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のでは
	配信リーチ者	87.4	87.7	87.9	88.1	87. 2	本見たのの
	非四半期リーチ者	48.0	48.8	48.9	49.0	47.9	四半期の間に国際放送を見た人と、四半期の間に国際放送を見た人と、日本への理解度に有意差が生じている

○ は前期、前年同期と比較してともに有意に増加した項目、 ○ は前期、前年同期と比較してともに有意に減少した項目(今期はなし)
※1:四半期リーチ者はNHKのテレビ、ウェブサイト・アブリ、ラジオのほか、外部ブラットフォーム(動画等投稿サイト、SNS等)での視聴者を指す
※2:「日本の理解度」は「日本全般」「国民性」、「政治面」、「発済面」、「文化面」の5指標の平均値

※2・1日本の理解度月は日本主教月国内日本19次日国人「経済国人」(米16国1の92種の中が順 出所)2023年1月10日~2023年2月7日実施のインターネット調査結果。 調査範囲(7か国9都市):ワシントンDC:1,023 ニューヨーク市:1,037 ロサンゼルス:1,028 タイ:1,865 インドネシア:1,876 シンガボール:1,852 ベトナム:538 イギリス:1,846 フランス:1,838

国際放送のインターネット配信

国際的な受信環境の変化に伴う「リーチ率」のトレンドに対応して、国際放送コンテンツのインターネット配信も推進。

NHKワールドJAPAN

ラジ オ

日本やアジア、世界の最新情報など多彩な番組を1日24時間世界に向けて 英語で放送 (※衛星やケーブルテレビを通じて約160か国・地域、約4.2億世帯で24時間視聴可能)

全世界に向けて、17言語でラジオ国際放送を実施

配信

- ■NHKワールドJAPAN公式アプリ NHKワールドJAPANが多言語で発信しているニュース・番組が視聴可能
- ■NHK WORI D-JAPAN HP 国際放送(テレビ・ラジオ)の同時配信・オンデマンド配信等
- ■外国のネット動画配信事業者を通じた配信

NHKワールド・プレミアム

ビ

ラジオ

在外邦人に向けて日本語で放送するとともに、外国放送事業者に番組提供

NHKのニュース・情報番組等の放送に加え、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能な どさまざまな番組を提供

日本語で日本の情報や海外安全情報を放送(NHKワールド・ラジオ日本)

ネッ 配信 ■NHK WORLD-JAPAN HP

「海外向け日本語サービス」として、国際放送(テレビ・ラジオ)の同時配 信・オンデマンド配信等

■日本語テレビ番組(在外邦人向け放送番組を含む)の外国ネット 動画配信事業者を通じた配信を予定

【インターネット配信の事例】

国 インターネット

NHKワールド JAPANの公式ウェブサイト・アプリでは、インターネットを 通じてテレビ・ラジオのニュースと多彩な番組を配信しています。



ウェブサイト







提供言語: 英語、アラビア語、ベンガル語、ビルマ語、中国語 (簡体字・繁体字)、フランス語、ヒンディー語、インドネシア語、ハングル、ベルシャ語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、スワヒリ語、タイ語、トルコ語、ウクライナ語、ウルドゥー語、ベトナム語 ※サービスやコンテンツにより展開している言語は異なります。

自動翻訳機能による多言語字幕サービス

自動翻訳による多言語字幕を付与しています。





アプリ

ニュースやライブ配信、オンデマンド配信を、アプリを通じて提供します。



iPhone / iPad











ソーシャルメディア

Facebook、Twitter、YouTube、Instagramの NHKワールド JAPAN公式アカウントで、ニュースや ショート動画、番組情報を発信しています。

英語、ベンガル語、中国語(簡体字・繁体字)、ヒンディー語、インドネシア語、







在留外国人向け安全・安心情報の提供

<ニュース・防災 多言語ポータルサイト>

NHKワールドJAPANが発信する全言語のニュース やSNS、防災に関する情報への入口サイトです。



<大規模災害時の情報提供>

総合テレビのライブニュース映像に自動翻訳 による英語字幕をのせて、ネット配信します。



<緊急情報をプッシュ通知で>

日本国内の地震・津波情報、ニュース速報をプッシュ 通知でお伝えします。公式アプリから設定できます。 ※提供言語:英語 中国語/簡体学・整体学) ポルトガル語 ベトナム語



【出典】2023-2024 NHKワールドJAPANパンフレット

これまでの主な議論

公共放送WGでの主な意見

- 国際発信については、インターネットの活用も含め、公共放送として積極的に取り組むべき。
- NHKの国際ネットワークについて、民放やコンテンツホルダー等とも協力することが望ましいのではないか。

<主な意見>

- 海外から日本の情報を得ようと思ったときに、正確な今の日本の姿をオフィシャルに発信されている場所は、政府広報もそんなに見られなかったりするので、そのようなものも公共の価値の中にあるのではないか。【瀧構成員(第2回)】
- NHKがネットに進出したときに海外でどのような形で視聴できるのかについて、著作権問題を置いておけば、基本的には日本 国内と同じように見られるのが望ましい。【曽我部構成員(第2回)】
- 国際放送のインターネット活用業務については、国内放送と同様に、放送の補完という位置づけだが、放送と通信の融合が進んでいる海外と比べると、社会の実情に合わなくなってきているのではないか。特に海外発信において、インターネットの活用をさらに拡充すべきではないかと認識している。【NHK(第3回)】
- NHKは国内事業者と競合しない国際放送を積極的に実施いただき、特に国際に関して日本を代表するプレーヤーとして頑張っていただきたいという期待もある。【内山構成員(第4回)】
- NHKでは、放送においては国際的に共同番組制作が行われているが、今後、ネットにおいても同分野での展開が必要であり、 NHKへの期待が高い。【内山構成員(第5回)】
- 海外向け放送で、日本の様々な産業分野について広く知ってもらう機会を作るという効果が考えられる。【大谷構成員(第7回)】
- NHKは国際ネットワーク、例えば取材や制作、流通販売などはやはり圧倒的に強い存在なので、これをある意味で公共放送・ 民間放送で共有できるといいなという思いもある。【内山構成員(第8回)】
- ネットを使った国際展開、例えばNHK本体の国際放送のほか、NHKプラス、NODの海外展開、あるいは、JIBやJAMCOや NEP等の活用等に関して、何か展望はないか?一つは対ユーザーサービス、例えば在外邦人や外国人、それからもう一つは BtoBの部分、日本のコンテンツホルダーやIPホルダーとの協力、こういう面において展望はないか?【内山構成員(第8回)】
- これまで放送でやってきたことが、各国では既にOTT、SNS経由の情報伝達主流になっている。これを考えると、放送と同様の効用で異なる態様のものとして、国際のインターネット発信にしっかり対応していきたい。さらには、外部プロダクションが作ったコンテンツについても、海外配信を強化していきたい。【NHK(第8回)】

(参考) これまでの議論の経緯(過去の検討会等)

情報通信審議会「映像国際放送の在り方に関する検討委員会」

平成18年9月~平成19年3月

- 「外国人向けの映像による国際放送」の早期具体化を図るため、以下の事項について検討を実施。
 - ① 実施主体の在り方 ② 財源及び制度(国の役割及び負担の在り方を含む) ③ 対象地域 ④ 放送番組の内容 等
- その後、平成19年12月に改正放送法が成立し、**平成20年4月の施行と同時に「(株)日本国際放送(JIB)」が設立**された。

放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会

平成24年11月~平成25年6月

- NHKワールドや、各国の衛星メディアなど選択肢は多くあるが、状況に合わせて選択する必要があると思う。<u>番組面では、NHK、民放を含めたドラマ、バラエティ、アニメなど面白いものを揃える必要がある。</u>日本文化、歴史など、どのように日本に親近感を持って貰うために、どのような編成を組んでいくのか。それにより、外国人観光客を大量に呼び込む狙いをどうするのか。日本には素晴らしいヒット商品が多くあるが、それらを海外にどのように発信していくのか。【早河構成員(第1回)】
- 海外展開にこれまで取り組んできたが、<u>個別ではソフトの量がそろわないとか、海外の楽曲が使われていて使用出来ないなどの問題に直面することが多かった</u>。【NHK(第2回)】
- 海外ドラマは本数が揃っており、放送局のスロットを埋めるという意味で非常に使い勝手がいい。<u>日本でもコンテンツを民放、NHK合わせて集めるなどの取組が必要</u>と考えており、是非ご支援をいただければ。【NHK(第3回)】
- 世界文化遺産になる富士山の四季折々をアジアに集中的にアピールする手があるのではないか。ドラマや音楽に比べると権利処理が容易で、<u>NH K、民放の静岡、山梨の局には膨大な映像が蓄積されていると思う。観光という波及効果、こうした面で日本列島の美しい自然や文化の海外展開のために地方局の参加も大変重要と考えている。</u>【早河構成員(第3回)】

NHK海外情報発信強化に関する検討会

平成26年8月~平成28年5月

- インフラ、コンテンツが揃っているのに成果が十分ではない。その原因をいろんな角度で探るべき。日本のプレゼンスが下がってきているが、その原因の一つは、発信力不足があると思う。【岡構成員(第1回)】
- NHKのテレビ国際放送は全世界をカバーする我が国唯一の放送として一層充実強化が必要。【長谷川総務大臣政務官(第2回)】
- <u>民間でコンテンツの世界発信をするネットワークにNHKの国際放送が連携できれば効率がよい。</u>また、NHKのネットワークの有効活用についても 方向性の検討とすることで、より戦略が明確になるのでないか。【平澤構成員(第6回)】
- <u>コンテンツを世界に発信する方法として、放送電波だけではなくて、積極的にネットと融合させていく</u>ということをしなければならない。【坂村構成員 (第7回)】
- 専門家・民間のメディアも<u>日本についての正しい事実を継続的・広範に発信をする必要があるが、NHKもその一翼を担う必要</u>がある。【櫻井構成員 (第7回)】

6. 検討項目と論点

検討項目と論点

1. 地上波放送の中継局

(例)

- 地上波放送について、N H K と民放との中継局の共同利用の実現に向けて取組を加速化していく上で、N H K・民放等が果たすべき役割は何か。
- 共同利用の実現に向けた課題は何か。その解決に向けて、いつまでに、誰が、何をすべきか。

2. 衛星放送の番組制作

(例)

- NHKの国内衛星放送(NHKBS、NHKBSプレミアム4K)について、番組制作者への機会提供の観点から、NHKが果たすべき役割は何か。
- NHK BS、NHK BSプレミアム4K等について、外部制作比率の在り方を具体的にどのように考えるべきか。

3. インターネット配信

(例)

- ローカル局の放送番組も含め、放送業界全体での放送番組のインターネット配信の推進に向けて、NHKが果たすべき役割は何か。
- 放送業界全体での放送番組のインターネット配信の推進に向けた課題は何か。その解決に向けて、いつまでに、誰が、何をすべきか。

4.衛星放送

(例)

- 我が国の衛星放送のハード設備(現状B-SATとスカパーJSATが維持・管理・運用を実施)について、設備の安定運用、インフラコスト低減の観点から、どのように合理化・効率化に取り組むべきか。
- 我が国の衛星放送のハード設備の在り方について、今後検討すべき課題は何か。対応方策の検討に向け、いつまでに、誰が、何をすべきか。

5. 国際発信

(例)

- 国際放送・ネット配信に関し、民放や番組制作事業者のニーズ等を踏まえ、公共放送としてのNHKには、どのような役割が求められるか。
- 国際放送・ネット配信の在り方について、今後検討すべき課題は何か。対応方策の検討に向け、いつまでに、誰が、何をすべきか。

(参考資料)

NHKの現況 (令和4年3月末時点)

① 放送法に基づく受信料を主たる財源とする特殊法人

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(中略)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備(中略)を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約(中略)の条項(中略)で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。(後略)

2 組織

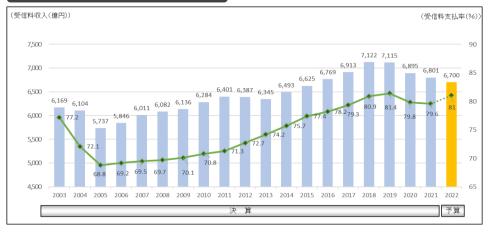
経営委員会(12名)

理事会(会長、副会長、理事(10名))

・国内:放送センター他53放送局

海外: 4 総局、25支局 ・職員数: 10,175人

④ 受信料収入と支払率



注1)2012年から消費税の会計処理について税抜方式に変更したため、2011年までの受信料収入については、税込額の数値から税抜額を試算したもの。

注3)2014年4月からの消費税引上げに伴い、受信料額を変更。

注4)2019年10月からの消費税率引上げ時に受信料額を据え置き。 注5)2020年10月から地上、衛星契約ともに受信料額を2.5%引下げ。

注2)2012年10月より、月額120円の受信料値下げを実施。

③ 業 務

必須業務

国内放送

■ テレビジョン放送

地上放送 2 c h (総合・教育) 衛星放送 4 c h (BS 1・BSプレミアム・BS 4 K・BS 8 K)

■ **ラジオ放送**3 c h 第1 (AM)・第2 (AM)・FM

国際放送

■ **テレビジョン放送(衛星)** 外国人向け英語放送「NHKワールド JAPAN」 邦人向け日本語放送「NHKワールド・プレミアム」

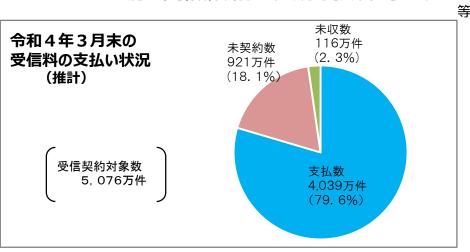
■ ラジオ放送(地上(短波・中波・FM)、衛星) 17言語による外国人向け放送「NHKワールド JAPAN」 日本語による在外邦人向け放送「NHKワールド・ラジオ日本」

任意業務

■ インターネット活用業務

(テレビ・ラジオの放送番組等をインターネットで配信する業務等)

⇒ NHKは実施基準を作成し、総務大臣の認可を受けることが必要



等

公共放送としてのNHKの役割

➤ NHKは、受信料を財源とする「公共放送」として、民間放送には課せられていない特別の役割を担っている。

「公共放送」の役割

- あまねく日本全国において受信できるよう措置(全国に居住する国民に対して「公共放送」の役割を果たす)
- 豊かで、かつ、良い放送番組の提供(とりわけ、文化水準の向上に寄与すること、地方向け番組を有すること、文化の保存・育成・普及に役立つこと)
- 放送及び受信の進歩発達のための調査研究(技術・産業及び文化面で放送界を先導し、放送界全体に貢献する)
- 国際放送(海外同胞向けの報道・娯楽番組を有する、我が国文化・産業等を紹介し我が国に対する正しい知識を培い・普及する)

あまねく日本全国において受信できるよう措置

国内基幹放送の実施

地上波放送(総合・Eテレ)、BS放送(BS1、BSプレミアム、BS4K、BS8K)、AMラジオ(第1、第2)、FMラジオ

豊かで、かつ、良い放送番組の提供(例)

①生命・身体の維持

災害報道、新型コロナ報道

②社会の多様性・自律を助ける

教育·教養番組、福祉番組

③国民的な娯楽

紅白歌合戦、大河ドラマ

④民主主義の維持

ニュース、ドキュメンタリー

⑤地域社会の維持

地域ニュース、列島ニュース

⑥文化の保存・育成・普及

伝統芸能番組、NHKアーカイブス

放送及び受信の進歩発達(例)

4 K・8 Kの普及促進

AR、VR技術の研究

字幕の自動生成、手話CG

ハイブリッドキャスト

国際放送

NHKワールドJAPAN ※外国人向け

NHKワールド・プレミアム ※邦人向け

NHKワールド・ラジオ日本

受信料制度

受信料額

契約種別	月額		6か月前払額		12か月前払額	
	口座・クレジット	継続振込等	口座・クレジット	継続振込等	口座・クレジット	継続振込等
地上契約 (地上系によるテレビ放送)	1,225円	1,275円	7,015円	7,300円	13,650円	14,205円
衛星契約 (衛星系及び地上系による テレビ放送)	2,170円	2,220円	12,430円	12,715円	24,185円	24,740円

■ **受信料の額は国会が予算を承認することによって**定める(放送法第70条第4項)

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第70条第4項 第64条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによって、定める。

受信料の法制上の位置付け

- ○「臨時放送関係法制調査会」答申(1964年9月)
 - 「**国家機関ではない**独特の法人として設けられた<u>NHKに徴収権</u>が認められたところの、その<u>維持運営のための</u>「受信料」という名の<u>特殊な負担金</u>と解すべき」
- 内閣法制局長官答弁(1980年3月17日 参・予算委)「公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであります」
- 最高裁判決(2017年12月)

NHKの事業運営の**財源を受信料によって賄う仕組み**は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にNHKの放送を**受信するか否かを問わず**、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKがそれらの者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの。